

ホームページへの掲載が必要な揭示事項（施設基準、加算）

病院の概要			
名称	横浜ほうゆう病院		
所在地	〒241-0812 神奈川県横浜市旭区金が谷644-1		
電話番号	045-360-8787	FAX番号	045-360-8788
開設年月日	平成14年4月1日		
開設者	医療法人社団鵬友会 理事長 池島秀明		
管理者	院長 日野博昭		
標榜診療科	精神科、内科、神経内科		
病床数	215床	認知症治療病棟1	41床×3病棟・46床×1病棟
		精神療養病棟	46床×1病棟

1.保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令関係
当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2.療養担当規則等に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項

入院基本料に関する事項

【精神科病棟（認知症治療病棟1） 東1病棟（患者41名）
・看護職員配置：1病棟あたり1日平均12名程度の看護要員を配置 ・看護要員数 ・日勤帯（9：00～17：00） 8名以上の看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）が勤務 - 内5名が看護職員（看護師・准看護師） - 看護職員の割合は看護師を2割以上配置 - 看護要員1人当たりの受け持ちは5名以内 ・夜勤帯（16：30～9：30） 2人の看護要員が勤務 - 内訳は看護職員（看護師・准看護師）1人以上と看護補助者 - 看護要員1人当たりの受け持ちは21名以内

【精神科病棟（認知症治療病棟1） 東2病棟（患者41名）
・看護職員配置：1病棟あたり1日平均12名程度の看護要員を配置 ・看護要員数 ・日勤帯（9：00～17：00） 8名以上の看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）が勤務 - 内5名が看護職員（看護師・准看護師） - 看護職員の割合は看護師を2割以上配置 - 看護要員1人当たりの受け持ちは5名以内 ・夜勤帯（16：30～9：30） 2人の看護要員が勤務 - 内訳は看護職員（看護師・准看護師）1人以上と看護補助者 - 看護要員1人当たりの受け持ちは21名以内

【精神科病棟（認知症治療病棟1） 東3病棟（患者41名）
・看護職員配置：1病棟あたり1日平均12名程度の看護要員を配置 ・看護要員数 ・日勤帯（9：00～17：00） 8名以上の看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）が勤務 - 内5名が看護職員（看護師・准看護師） - 看護職員の割合は看護師を2割以上配置 - 看護要員1人当たりの受け持ちは5名以内 ・夜勤帯（16：30～9：30） 2人の看護要員が勤務 - 内訳は看護職員（看護師・准看護師）1人以上と看護補助者 - 看護要員1人当たりの受け持ちは21名以内

【精神科病棟（認知症治療病棟1） 西3病棟（患者46名）

- ・看護職員配置：1病棟あたり1日平均13名程度の看護要員を配置
- ・看護要員数
 - ・日勤帯（9：00～17：00）
9名以上の看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）が勤務
内5名が看護職員（看護師・准看護師）
看護職員の割合は看護師を2割以上配置
看護要員1人当たりの受け持ちは5名以内
 - ・夜勤帯（16：30～9：30）
2人の看護要員が勤務
内訳は看護職員（看護師・准看護師）1人以上と看護補助者
看護要員1人当たりの受け持ちは23名以内

【精神科病棟（精神療養病棟1） 西2病棟（患者46名）

- ・看護職員配置：1病棟あたり1日平均10名程度の看護要員を配置
- ・看護要員数
 - ・日勤帯（9：00～17：00）
6名以上の看護要員（看護師・准看護師・看護補助者）が勤務
内4名が看護職員（看護師・准看護師）
看護職員の割合は看護師を2割以上配置
看護要員1人当たりの受け持ちは7名以内
 - ・夜勤帯（16：30～9：30）
2人の看護要員が勤務
内訳は看護職員（看護師・准看護師）1人以上と看護補助者
看護要員1人当たりの受け持ちは23名以内

3.厚生局へ届け出た事項

医療安全対策加算2

医療安全対策加算2を算定しており、医療安全管理体制の整備に努めています。
委員会及び医療安全管理者を配置し、職員への研修やマニュアル整備を通じて、医療事故防止に取り組んでいます。

感染対策向上加算3

感染対策向上加算3を算定しており、委員会及び感染対策責任者を配置し、院内感染防止に取り組んでいます。定期的な職員研修や感染対策委員会、他院との連携カンファレンス等の開催を通じて、安全な医療環境の維持に努めています。

救急搬送患者地域連携受入加算

救急搬送患者地域連携受入加算を算定しており、精神科救急医療機関と連携し、緊急入院患者の受け入れ体制を整えています。地域の医療機関と事前に協議を行い、患者さまの症状に応じた適切な療養環境を提供することで、救急医療体制の円滑な運用に貢献しています。

患者サポート体制充実加算

患者サポート体制充実加算を算定し、患者さまやご家族が安心して医療を受けられるよう、相談支援窓口を設置しています。専任の医療スタッフが、疾病に関するご質問や生活・入院に関する不安などに丁寧に対応し、患者さまとの信頼関係を大切にした医療提供に努めています。

CT撮影およびMRI撮影

CTによる画像診断を実施しており、16列のマルチスライスCT装置を備えています。専任の診療放射線技師が常駐し、精度の高い画像診断を通じて、迅速かつ的確な治療方針の決定に貢献しています。

療養・就労両立支援指導料の注3：相談支援加算

若年性認知症と診断された患者様が、可能な限り職場での役割を継続しながら療養できるよう、両立支援体制を整えています。医師にトス診療に加え、看護師・社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師などの専門職が同席し、患者様の就業状況や職場環境に

即による影響に加え、有医師・社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師などの専門職が連携し、心身両面の状況や、職場環境に応じた相談支援を行っています。ご本人の意思を尊重しながら、職場との連携や支援制度の活用を図り、安心して働き続けられる環境づくりを支援します。

入院ベースアップ評価料・外来ベースアップ評価料

医療従事者の処遇改善に取り組み、職員の賃金引き上げを実施しています。
これに伴い、診療報酬制度に基づく「入院ベースアップ評価料」を算定しております。
本加算は、医療の質を維持・向上させるための制度であり、患者様にご負担いただく医療費の一部に反映される場合があります。
ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

入院食事療養費（Ⅰ）

当院では、管理栄養士によって管理された食事が適時（朝食8時・昼食12時・夕食18時以降）に、適温で提供されています。

医療保護入院等診療料1

精神科医療において、医療保護入院や措置入院などの患者様に対し、適切な診療・看護・支援を包括的に提供するために定められた診療報酬です。
精神疾患により入院治療が必要な患者様に対し、医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士などの多職種が連携し、症状の改善や社会復帰に向けた支援を行います。

医療保護入院等診療料2

当院では、厚生労働省が定める施設基準を満たし、「医療保護入院等診療料2」の届出を行っています。
患者様に対して多種職で退院支援を行っております。

精神科慢性身体合併症管理加算

精神疾患を有する患者様が慢性的な身体疾患を併せ持つ場合に、精神科医療と身体医療の両面から適切な管理・治療を行うための診療報酬上の評価です。
当院では、精神症状の治療に加え、患者様の身体状態を継続的に把握し、必要な検査や治療を実施しています。医師、看護師、薬剤師、管理栄養士などの多職種が連携し、心身両面から総合的な医療を提供しています。

口腔管理連携加算

患者様の口腔内の健康を維持・向上するために、医療機関と歯科医療機関が連携して適切な口腔管理を行う体制を評価する加算です。
当院では、歯科医師や歯科衛生士と連携し、患者様の口腔状態を把握するとともに、必要に応じて専門的な口腔ケアや歯科受診につなげる体制を整えています。これにより、患者様が安全に食事を摂取し、より良い療養生活を送ることができるよう支援しています。

精神科身体合併症管理加算

精神症状の治療だけでなく、身体疾患についても適切な診察・治療・管理を行っていることを評価する加算です。精神科医療と身体疾患への対応を連携して行うことで、患者さんの全身状態を把握し、安全で適切な医療の提供を目指します。

精神科入退院支援加算

精神科入退院支援加算とは、精神疾患の患者さんが安心して入院生活を送り、退院後も地域で安定した生活を継続できるよう、入院時から退院後を見据えた支援を行っていることを評価する加算です。患者さんやご家族の希望を確認しながら、医師、看護師、精神保健福祉士などの多職種が連携し、退院先の調整や地域の医療・福祉サービスとの連携を進めます。

4.明細書の発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、令和4年4月1日より領収証発行の際に個別の診療

報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。なお明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5.保険外負担に関するもの【療養の給付と直接関係ないサービス等の費用徴収】

項目	金額（税込）	
当院診断書	1枚につき	2,750円
診断書（入院証明書）	1枚につき	5,500円
診断書（特定疾患申請書）	1枚につき	3,300円
診断書（精神障害）	1枚につき	11,000円
診断書（身障・年金）	1枚につき	5,500円
診断書（おむつ証明書）	1枚につき	1,100円
診断書（死亡診断書）	1枚につき	5,500円
インフルエンザ予防接種	1回につき	2,300円（公費）、3,500円（自費）
肺炎球菌ワクチン予防接種	1回につき	3,000円（公費）、8,800円（自費）
带状疱疹ワクチン（組換ワクチン）	1回につき	10,000円（公費）、23,000円（自費）
ティータイム用お茶	毎月	300円（経管栄養の患者様は除く）
CD-ROM	1枚	1,100円（CT・XP）
入浴消費費	1回につき	50円（入浴された患者様のみ）
預り金管理料	1日	157円
レクリエーション費	行事毎に参加者のご負担	

※上記の金額はすべて税込みとなっております

外部業者サービス（当院では料金を徴収しておりません）

オムツ類	外部業者委託（説明：医療相談室）
日用品レンタル	外部業者委託（説明：医療相談室）
散髪	外部業者委託（説明：医療相談室）

※契約および料金の支払いは外部業者との直接契約となります。

※当院は料金の徴収・設定を行っておりません。

令和8年8月1日

入院時食事療養・入院時生活療養の標準負担額について

入院中の食事代については、医療費とは別に、患者さまに一定の自己負担（標準負担額）をお支払いいただきます。

また、療養病床に入院される65歳以上の方については、食事代に加えて居住費（光熱水費相当）についても、一定の自己負担が必要となります。

1. 入院時食事療養費

一般病床・精神病床等に入院される方の食事については、下表の標準負担額をお支払いいただきます。

令和8年6月1日から

所得区分等	1食あたりの標準負担額
一般（下記以外の方）	550円
指定難病患者・小児慢性特定疾病患者等	330円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）・入院90日まで	270円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）・過去12か月の入院日数が91日以上	220円
低所得者Ⅰ	130円

※食事療養標準負担額は、原則として1食につき算定され、1日3食を上限とします。

※低所得者Ⅱで過去12か月の入院日数が91日以上となる場合は、所定の手続きが必要です。

※指定難病患者等については、所得区分や医療の必要性等により負担額が異なる場合があります。

2. 入院時生活療養費

療養病床に入院される65歳以上の方については、食費と居住費（光熱水費相当）の標準負担額をお支払いいただきます。

令和8年6月1日から

所得区分等	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
一般	550円（※）	430円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）・入院90日まで	270円	430円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）・過去12か月の入院日数が91日以上	220円	430円
低所得者Ⅰ	160円	430円
低所得者Ⅰ・老齢福祉年金受給者等	130円	0円

※入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する医療機関では、一般の方の食費は510円／食となります。

指定難病患者等について

指定難病患者等については、食費・居住費の負担額が軽減される場合があります。

- ・ 食費：330円／食
- ・ 居住費：0円／日

※所得区分や医療の必要性等により異なる場合があります。

3. 標準負担額について

入院時の食事・生活療養にかかる費用については、国が定めた基準額のうち、

患者さまに標準負担額をご負担いただき、残りの費用について保険給付が行われます。

なお、入院時食事療養の標準負担額および入院時生活療養の標準負担額は、高額療養費の算定対象には含まれません。

所得区分や入院日数等によって負担額が異なる場合がありますので、該当する方は、

マイナ保険証等による資格確認または必要な証明書類について、入院窓口までご相談ください。

【適用開始日】令和8年（2026年）6月1日

※制度改正等により、標準負担額が変更される場合があります。